

## 産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 愛知県岡崎市真宮町 3 番地 1 2

氏 名 株式会社 企業処理サービス

代表取締役 金井 邦剛

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第 1 項の許可を受けた者であることを証する。

岡崎市長 内 田 康 宏



許 可 の 年 月 日 令和 2 年 8 月 1 6 日

許 可 の 有 効 年 月 日 令和 7 年 8 月 1 5 日

1. 事業の範囲（取り扱う産業廃棄物の種類及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。）

(1) 積替え、保管を除く。

燃え殻（水銀含有ばいじん等を含む。）、汚泥（水銀含有ばいじん等を含む。）、廃油、廃酸（水銀含有ばいじん等を含む。）、廃アルカリ（水銀含有ばいじん等を含む。）、廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。石綿含有産業廃棄物を含む。）、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず（自動車等破砕物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物を除く。石綿含有産業廃棄物を含む。）、銧さい（水銀含有ばいじん等を含む。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、ダスト類（水銀含有ばいじん等を含む。)

以上 15 品目（水銀使用製品産業廃棄物を含む。)

(2) 積替え、保管を含む。

汚泥（水銀含有ばいじん等を除く。）、廃油、廃酸（水銀含有ばいじん等を除く。）、廃アルカリ（水銀含有ばいじん等を除く。）、廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。石綿含有産業廃棄物を含む。）、紙くず、木くず、金属くず（自動車等破砕物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物を除く。石綿含有産業廃棄物を含む。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。)

以上 10 品目（水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（積替え又は保管を行う場合に限る。)

(1) 所在地

愛知県岡崎市在家町字向前田 3 6 番

(2) 面積

967m<sup>2</sup> (保管面積 52.50m<sup>2</sup>)

(3) 産業廃棄物の種類

汚泥（水銀含有ばいじん等を除く。）、廃油、廃酸（水銀含有ばいじん等を除く。）、  
廃アルカリ（水銀含有ばいじん等を除く。）、廃プラスチック類（自動車等破砕物を  
除く。石綿含有産業廃棄物を含む。）、紙くず、木くず、金属くず（自動車等破砕物を  
除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じ  
たものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物を除く。石綿含有産業廃棄物を含む  
。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）

（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

(4) 保管上限

52.20m<sup>3</sup>

(5) 高さ

該当なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成17年	8月16日	更新許可（平成17年 8月23日通知）
平成21年	8月20日	変更許可（積替え又は保管の場所の設置）
平成22年	8月16日	更新許可（平成22年 8月 3日通知）
平成26年	1月28日	変更許可（1品目増加、1品目範囲増加）
平成27年	8月16日	更新許可
令和 2年	1月10日	変更許可（2品目範囲増加）
令和 2年	8月16日	更新許可

5. 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無

存 ・ 無

